

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和 2 年 6 月 25 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 16 年 2 月に e-Tax が、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX が運用を開始し、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、本年 4 月より、大法人の電子申告義務化が開始された。また、中小法人についても、平成 30 年 3 月末に改訂された『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において、電子申告の利用率 70%以上の数値目標が掲げられている。

これらの目標を達成するために、地方税共通納税システムの導入、eLTAX の使い勝手の大幅改善、国税との情報連携の徹底といった利便性向上策が図られた。また、地方税共通納税システムの対象税目の拡大について検討・開発が進められている。

今後、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても、まだ電子申告を利用していない税理士を利用に向かわせること、また、紙媒体で添付書類を別送している税理士が全ての申告・申請書類を電子的に送信できるようにすること、関与先企業に納税手続きを中心とした電子申告の利用を促していくことが急務である。また、平成 29 年 1 月より発行を開始した第四世代税理士用電子証明書は、その有効期限が近付いていることから、来年 4 月より第五世代税理士用電子証明書の発行を予定しており、その申込み手続きにあたっては、第四世代税理士用電子証明書やマイナンバーカードを利用したオンライン申込みを可能とするべく構築を進めている。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続きのオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性の更なる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、『行政手続きコスト』削減のための基本計画』において示された eLTAX と e-Tax の連携だけにとどまることなく、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましいと考えられる。

【重要要望項目】

(税理士資格の証明)

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。自治体で税理士用電子証明書を確認しているとのことであるが、マイナンバーカードなど他の電子証明書を利用する税理士もいる。このため、電子的に税理士であることを証明できる仕組みを設ける必要がある。

(受付時間)

2. 利用時間を拡大すること。

令和元年9月より、利用時間が拡大されたが、利用者の利便性を考慮すれば、eLTAXとe-Taxの利用時間は統一されていることが望ましい。このため、少なくともe-Taxの利用時間(平日は24時間、土日については、確定申告期間が24時間、その他の期間は毎月の最終土日の8:30~24:00)に早急に合わせることを。

また、将来的に更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、24時間365日の運用がなされるよう要望する。

(システム)

3. 一般的なOS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows等のOS及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、Google ChromeやFirefoxなど、一般的なシェア状況に応じ、適用環境を拡大すること。また、Microsoft Edgeを含むWindows関連のアップデートについては大幅な仕様変更を含む場合があるため、プレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、アップデート後すみやかに対応できるようにすること。

(対応税目)

4. 個人住民税の申告に対応すること。

年金収入額が400万円以下の年金受給者について、所得税の確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合がある。

また、上場株式の配当等について、所得税と異なる課税方式を選択する際に住民税の申告を行う場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早期に対応するよう要望する。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 120 日に短縮された。これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。または、課税庁である自治体等よりメッセージの再取得を可能とすること。

(通知メール)

6. すべての通知メールの件名・本文へ利用者名を表示すること。(新規)

通知メールに利用者名の表示がないことで、代理した納税者の特定が困難である。このため、メールアドレスの登録の際にテストメールの受信と確認が正常に行われている場合は、通知メールの件名及び本文に利用者名を表示すること。

【要望項目】

(システム)

1. 申告書に添付したファイルを送信前に確認できるようにすること。

送信前の確認のため、申告書に添付したファイル内容を確認できるようにすること。

(利用届出・暗証番号)

2. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するが、市区町村ごとに、税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、一括して設定できるよう操作性を改善すること。

3. 利用者 ID・暗証番号について以下の項目について改善すること。

利用者 ID や暗証番号を失念した際に、登録したメールアドレスが解約等で利用不可能となっている場合はあらためて利用届出（新規）を行うしかないが、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなるため、利用者 ID・暗証番号の再通知について郵送による通知を追加すること。

(申請・届出)

4. 作成可能な書類を拡大すること。

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているが、令和元年5月24日に可決・成立された「デジタル手続法」において、行政手続きの原則オンライン化を掲げているように、e-Tax と同様に更正の請求書等について対応するなど、全ての申請・届出書に対応すること。

5. 添付書類の撤廃（新規）

異動届出書の提出について、登記事項証明書等の添付が必要となっている。これに関し、税務署提出分と同様に不要とすること。

(メッセージボックス)

6. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

電子申請・届出の受付確認画面には、送信を行った税理士の利用者 ID、氏名は記載されているが、届出等の対象となった納税者については利用者 ID しか記載されていない。このため、届出等の受付確認画面も申告時の受信通知と同等の記載内容とすること。

(納税)

7. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること。

(1) 対応税目の拡大

令和元年10月より稼働を開始した地方税共通納税システムについて、現行、eLTAXで電子納税が可能な税目（個人住民税（特別徴収）、法人都道府県民税、法人事業税等）を対象税目としているが、今後、固定資産税や自動車税といった賦課税目への拡大を進めること。また、マイナポータルとの連携を図り個人の納税者に対する納税通知を電子的に送信できるようにすること。

(2) 納付手段の拡充

システム導入によって各自治体の規模に係わらず一元的に利用者が納税しやすい環境の整備が可能となることから、更なる利便性の向上のためクレジットカード、電子マネー又はQRコードを利用した納付への対応を進めること。

(3) 特別徴収住民税の納付方法の改善（新規）

特別徴収住民税の納付手続きは毎月発生する業務であることから、前月分のデータを引き継いだうえで、必要に応じて修正し手続き可能とするなど、操作方法を改善すること。

(4) ダイレクト納付手続きの改善（新規）

受付完了通知からワンクリックでダイレクト納付画面に遷移するか、納付情報発行依頼から一連の流れで操作可能とするなど、操作方法を改善すること。

(PCdesk)

8. PCdeskについて利便性を向上させること（新規）

令和元年9月にシステム更改されたPCdesk（DL版、WEB版、SP版）について、更なる利便性向上のため、以下の点を改善すること。

(1) 利用可能手続きの統一

申告、申請・届出、利用者情報の変更等について、DL版・WEB版で利用可能な手続きが異なることから、どちらからでも手続き可能とすること。

(2) DL版について

- ① 起動時のバージョンチェックは1日1回のみにする。
- ② 起動させたまま、利用者の切り替えを行えるようにすること。
- ③ 登録されている利用者（納税者含む）の検索機能を設けること。
- ④ 償却資産税の前年情報ファイルについてPDF等のイメージデータに変更可能にすること。
- ⑤ 事業所税申告について、前年分のデータを複写可能にすること。

(その他)

9. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること。

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化や、法人デジタルプラットフォームの構想など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化が推進される中で、これらに対応するために eLTAX を改修する際は、税務代理に関する検討も行うこと。

10. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。

地方税共通納税システムにより、電子申告から納付手続きまでが一連の流れで行うことができる。更なる納税者の利便性に資するため、現金納付の場合においても、電子申告から一連の流れで納付手続きを行えるよう、申告内容に応じた納付書を受信通知等からダウンロードする等の方法により入手可能とすること。

11. プレ申告データについて改善を図ること。

- (1) 法人地方税のプレ申告データの他に、数字のみをお知らせ形式のテキストでメッセージボックスに格納すること。
- (2) 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。
- (3) 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- (4) 都道府県・市区町村ごとのプレ申告データの扱いを統一すること。
- (5) プレ申告データの参照については、更なる利便性向上のため、eLTAX の利用時間外であっても参照できるようにすること。

(国税との情報連携の徹底)

12. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル手続法」でも示されている通り、国税との情報連携だけでなく、行政手続き全体のオンライン・ワンストップ化が進められているなかで、e-Tax と eLTAX についても情報連携だけにとどまることなく、最低限、e-Tax と eLTAX の受信窓口を一本化するなど、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましい。

以上